

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

不安をあおり契約させるリフォーム工事の点検商法

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の屋根瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。「たまたま、今日この地域に来ているので、今でないと契約できない」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。やめたい。(70歳代 女性)

「屋根の塗装が劣化し、10年以上経っていれば、保険で塗装費用が安くなる」と言われた。(70歳代 男性)

【トラブルに遭わないためのポイント】

- 💀 不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。
- 💀 「点検をさせてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。
- 💀 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、数社から見積もりを取ったり、周囲に相談したりするなど、決してその場で契約しないようにしましょう。
- 💀 家の経年劣化は、損害保険では保障されません。事実と違うことを告げて契約させようとする手口です。

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分はだまされない」と考えている人・・・8割以上！

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 026-224-5777
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課
消費生活センター
〒380-0835
長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぷら座4階
電話 026-224-5777
FAX 026-223-1818